

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合しています。

(1) 基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者様への情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

(2) 特掲診療料の施設基準

【緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))】

【緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)
及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)】

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】

【短期滞在手術等基本料1】

【コンタクトレンズ検査料1】

【ロービジョン検査判断料】

【全視野精密網膜電図】

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。

令和5年1月 現在